

平成 23 年

三条市の工業

－ 平成 24 年経済センサス - 活動調査から －

新潟県 三条市

はじめに

「経済センサス - 活動調査」は、我が国の全産業の経済活動の実態を、同一時点で網羅的に把握する唯一の統計調査として、平成 24 年 2 月 1 日に実施されました。

この結果書は「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の結果により、従来経済産業省が実施している「工業統計調査」と時系列比較を行うため、製造業に関して本市分をまとめたものです。本書が本市の工業に関する基礎資料として、各種の行政施策、企業経営、学術研究、教育分野等に広く御活用いただければ幸いです。

終わりに、この調査に御協力をいただきました皆様に厚く御礼を申し上げまするとともに今後とも一層の御協力をお願い申し上げます。

平成 26 年 4 月

三条市長 國定 勇人

目次

利用される方へ	1
調査結果の概要(従業者4人以上の事業所)	7
1 概況	7
2 三条市の製造業の推移	7
3 事業所数	9
4 従業者数	11
5 製造品出荷額等	13
6 付加価値額	15
統計表(従業者4人以上の事業所)	17
第1表 県内20市統計表	18
第2表 産業中分類別・従業者規模別統計表	20
第3表 産業細分類別統計表	32
第4表 金属関係業種の製造品目別算出事業所数及び出荷額	39
第5表 町名別結果表	43
第6表 工業用水統計表(事業所敷地面積及び建築面積)(従業者30人以上)	48
第7表 工業用水統計表(1日当たり水源別用水量)(従業者30人以上)	48
付録	巻末
平成24年経済センサス - 活動調査 単独事業所調査票(製造業)	
平成24年経済センサス - 活動調査 単独事業所調査票(産業共通)	

利用される方へ

1 「経済センサス - 活動調査」の概要

「経済センサス - 活動調査」は、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的とし、平成 24 年 2 月 1 日を調査期日として実施された。

2 集計対象について

本結果書は、「工業統計調査(経済産業省)」との時系列比較を可能とするために、「平成 24 年経済センサス - 活動調査」の調査結果のうち、以下のすべてに該当する事業所について集計したものである。

- ・従業者 4 人以上の事業所であること
- ・事業所の所在地が市内であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

「経済センサス - 活動調査」は全産業を対象として調査を行い製造業に関する結果を集計したものであり、製造業のみを対象として行っている「工業統計調査」とは調査方法が異なることから過去の結果との比較には注意が必要である。

調査名		平成 24 年経済センサス - 活動調査(製造業)	工業統計調査
調査基準日		平成 24 年 2 月 1 日	調査年の 12 月 31 日
集計対象		市内で製造業を営む従業者 4 人以上の事業所	
数値の定義	経理事項	平成 23 年 1 年間の数値	調査年 1 年間の数値
	経理事項以外	平成 24 年 2 月 1 日現在	調査年の 12 月 31 日現在

3 集計項目の説明

(1) 事業所

事業所数は、平成 23 年は平成 24 年 2 月 1 日現在で、平成 22 年以前は各年末現在の数値である。事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っているものをいう。

(2) 従業者

従業者数は、平成 23 年は平成 24 年 2 月 1 日現在で、平成 22 年以前は各年末現在の数値である。従業者とは、当該事業所で働いている人をいい、ほかの会社などの別経営の事業所からの出向又は派遣されている人(受入者)も含まれる。一方、ほかの会社などの別経営に事業所へ出向又は派遣している人(送出者)、臨時雇用者は従業者に含めない。

ア 常用労働者

事業所に常時雇用されている人

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は平成23年12月と平成24年1月にそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

イ 個人

個人経営の事業主で、実際にその事業所を経営している人

ウ 無給家族

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人

(3) 現金給与総額

現金給与総額は、平成23年12月31日現在での数値である。1年間(1～12月)に常用労働者のうち雇用者に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与(期末賞与等)の額とその他の給与額との合計である。

(4) 原材料使用額等

原材料使用額等は、平成23年12月31日現在での数値である。1年間(1～12月)における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額であり、消費税額を含んだ額である。

原材料使用額等＝原材料使用額＋燃料使用額＋電力使用額＋委託生産費＋製造等に関連する外注費＋転売した商品の仕入額

ア 原材料使用額

事業所が所有する燃料以外のすべての製造加工用等の原材料のうち、実際に製造等に使用した総使用額

イ 燃料使用額

生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費

ウ 電力使用額

照明や空調に利用されたものや事務所で購入した電力の使用額(自家発電分は除く)

エ 委託生産費

事業所が所有する原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃

オ 製造等に関連する外注費

事業所収入に直接関連する外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用

カ 転売した商品の仕入額

転売した商品の仕入額＝年初転売品在庫額＋当年転売品仕入額－年末転売品在庫額

(5) 製造品出荷額等

製造品出荷額等は、平成 23 年 12 月 31 日現在での数値である。1 年間(1～12 月)における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程からでたくず及び廃物の出荷額の合計であり、消費税等内国消費税額を含んだ額である。

製造品出荷額等＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋製造業以外の収入額

(6) 付加価値額

付加価値額は、平成 23 年 12 月 31 日現在での数値である。下記算式により算出した。

ア 従業者 30 人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)－(消費税を除く内国消費税額(*1)＋推計消費税額(*2))－原材料使用額等－減価償却額

*1：消費税を除く内国消費税額＝酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計

*2：推計消費税額は平成 13 年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

イ 従業者 29 人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－(消費税を除く内国消費税額＋推計消費税額)－原材料使用額等

(7) 生産額

生産額＝製造品出荷額＋加工賃出荷額＋(製造品年末在庫額－製造品年初在庫額)＋(半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額)

(8) 減価償却費

減価償却額は、固定資産に係る減価償却費であり、「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の総額である。

4 産業分類について

産業分類については、「工業統計調査用産業分類」に掲げる産業分類別に表章したが、次の表のとおり一部略称を用いている。

産業中分類番号	中分類名	略称
09	食料品製造業	食料品
10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料
11	繊維工業	繊維
12	木材・木製品製造業(家具を除く)	木材・木製品
13	家具・装備品製造業	家具・装備品
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙
15	印刷・同関連業	印刷
16	化学工業	化学
17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	プラスチック製品
19	ゴム製品製造業	ゴム製品
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮革製品
21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
22	鉄鋼業	鉄鋼
23	非鉄金属製造業	非鉄金
24	金属製品製造業	金属製品
25	はん用機械器具製造業	はん用機械
26	生産用機械器具製造業	生産用機械
27	業務用機械器具製造業	業務用機械
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス
29	電気機械器具製造業	電気機械
30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
32	その他の製造業	その他製造

注1 中分類「18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)」の別掲については、別表(次頁)のとおりである。

注2 日本標準産業分類の改定に伴って、平成20年に「工業統計調査用産業分類」を次のとおり改定しており、平成20年を前の調査年と比較をする場合には注意を要する。

(別掲)

分類 番号	製造品名	分類 番号	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具、運動用具
1521	プラスチック製板	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム(乾板を含む)	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき・ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)
2739	目盛りのついた三角定規	3289	洋傘・和傘・同部分品
2741	注射筒	3289	魔法瓶
2744	義歯	3292	看板・標識機
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連商品 (貴金属・宝石性を除く)	3293	パレット
		3294	モデル、模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

注 「分類」欄について、2桁は中分類番号、3桁は小分類番号、4桁は細分類番号をさす。

5 その他

- (1) 平成22年以前は「工業統計調査」の数値で、平成23年は「平成24年経済センサス-活動調査」の数値である。
- (2) 数値については、表示単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳とが一致しない場合がある。
- (3) 統計表の符号の用法は次のとおりである。

【-】 該当数値なし 【0.0】 単位未満 【△】 減少

【x】 1又は2の事業所に関する数値で個々の報告者の秘密保護のために秘匿した箇所である。

また、3以上の事業所でも1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所はxで表した。

